

## 新潟市重度障がい者等就労支援特別事業に係る請求事務について

### 1 提出先

各区役所健康福祉課障がい福祉係

### 2 請求様式

#### ●重度訪問介護事業所

|               |  |
|---------------|--|
| 請求書           | ・就労支援給付費請求書  |
| 請求明細書         | ・就労支援給付費明細書  |
| 実績記録表         | ・重度障がい者等就労支援特別事業実績記録表  |
| 利用者負担<br>上限管理 | ・利用者負担上限管理事務依頼（変更）届出書（重度障がい者等就労支援特別事業用）<br>・利用者負担上限管理結果票（重度障がい者等就労支援特別事業用）<br>・利用者負担額一覧票（重度障がい者等就労支援特別事業用） |

※本事業の上限管理事業者は、原則として障害福祉サービスの上限管理事業者と同じ事業者とします。

※本事業は、利用者負担軽減助成の対象外です。

#### ●相談支援事業所

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 支援計画書作成協力費 | ・新潟市請求書様式（重度障がい者等就労支援特別事業） |
|------------|----------------------------|

※相談支援事業所が協力のうえ、支援計画書を作成した場合に支援計画書作成協力費が請求できます。この場合、支援計画書の作成は、障害者総合支援法に基づく支援ではなく、任意の協力として行う助言や相談という扱いになります。

※請求回数には上限があり、当該支援計画書に係る利用決定（更新を含む）につき、1回に限ります。

※相談支援事業所が介入せず、雇用先や利用者本人等が作成する場合は、支援計画書作成協力費は請求できません。

### 3 利用者負担の上限管理事務

考え方は、障害福祉サービスや地域生活支援事業と同一です。なお、重度障がい者等就労支援特別事業の上限管理については、障害福祉サービスや地域生活支援事業に係る利用者負担額と合算しません。